## 逆走対策の技術開発公募に関する『よくあるご質問』

## 1. 一般事項

- Q1. 同名義で2件以上の応募は可能であるか。
- A1. 可能です。
- Q2. 複数テーマに跨った技術を応募する場合の応募方法は。
- A2. 一つの技術提案書に集約してください。
- Q3. テーマ毎に選定される技術の総数は決まっているのか。
- A3. 総数は定めていません。提案された逆走技術の応募総数、現場検証箇所の状況等を考慮し、現場検証の対象となる技術を選定する予定です。
- Q4. 公募要領『11.その他、(1) 評価により、一定効果が認められた対策については、「高速道路での逆走対策に関する有識者委員会」等で、有効な対策として公表したうえで、高速道路会社として積極的に採用していきます。』とあるが、道路会社で標準仕様化する事も想定されているか。
- A4. 標準化する事も含め検討予定です。
- Q5. 公募要領『11.その他、(2) 本公募における逆走対策技術の産業財産権に関しては 選定者に帰属するものするが、検証過程において新たに開発・付加された新技術・ アイデア等については、別途協議させて頂く場合があります。』と記載があるが、 「選定者」とは、誰を指しているのか。
- A 5. 「選定者」とは、高速道路会社の事ではなく、現場検証技術の対象として選定された「応募者」のことをいいます。

# 2. 『公募技術』に関する事項

- Q1. 【基本要件】をすべて満たなさければ応募できないのか。
- A1. 全て満たすことを原則としています。(疑義のある内容についてはお問い合わせ 頂くことも可能です)。
- Q2. 【公募技術に期待する項目】とあるが、記載項目以外で提案できる新たに設定できる項目があれば提示してもよいか。
- A 2. 提示してください。新たな"期待する項目"として認められた場合、評価の対象となります。

### テーマ I:

道路側での物理的・視覚的対策、道路側での逆走車両への注意喚起に関する技術

- Q3. 公募要領『2.公募技術、(2) 公募技術の具体事項、1) テーマ[I]、【基本要件】② 順行車両の走行を著しく阻害しないものであること』とあるが詳細は。
- A3. 順行車が通常走行時に問題なく走行できることという意味です。例えば、順行車 がハンドルを切って走行しなければならないような対策は、通常走行を阻害して おり逆走対策として適当でないと判断します。

#### テーマⅡ:

道路側で逆走を発見し、その情報を収集する技術

- Q4. 公募要領『2.公募技術、(2) 公募技術の具体事項、2) テーマ[Ⅱ]、【基本要件】② 検知装置又は付属機器により、逆走検知した際の逆走車両画像または信号を外部送信できること』とあるが、本公募の現場検証時においても、外部送信するのか。また、外部送信の外部とはどこか。
- A4. 本公募の現場検証時点での外部送信は必須ではありませんが、外部送信できる機能を持ち合わせることは必須です。(外部とは、高速道路管制センターや料金所などのこと)

#### ´テーマⅢ:

自動車側での逆走車両ドライバーへの注意喚起に関する技術、自動車側(自動車・車 載機器)で逆走を発見し、その情報を収集する技術

- Q5. 車載機や自動車側の対策について、一定の効果が認められた場合の普及、促進策 についてはどう考えているか。
- A5. 現場検証の結果を踏まえ検討していきます。

#### 3. 『応募資格』に関する事項

- Q1. 応募資格に財団法人は該当するか。
- A 1. 該当します。
- Q2. 応募は連名でもよいか。
- A2. 連名でも可能です。

## 4. 『現場検証』に関する事項

- Q1. 推奨箇所以外での検証も可能か。
- A1. 可能です。推奨又は希望される設置箇所がございましたら技術提案書に記載してください。
- Q2. 製品の耐久性試験を実施していないので、応募前に、供用中の高速道路等をフィールドとして提供頂き試験することは可能か。
- A 2. 不可です。なお、選定後に国土技術政策総合研究所試験路などで、一般通行車両のない状況での検証は可能です。
- Q3. 検証手法に関し、実際に逆走対策技術を設置した現場で逆走が発生しない事が想 定される。その際の検証方法は。
- A3. 検証手法も含め提案願います。公募要領「8. 現場検証(3)検証項目」に記載の検証項目に応じた検証方法を提案してください。
- Q4. 実フィールドでの現場検証を踏まえた提案技術の改良・更新は可能か。
- A 4. 可能です。技術の改良、更新、カスタマイズによる改善もあわせ評価する予定です。
- Q5. 現場検証実施中に中断することは可能か。
- A5. 可能です。但し、中断に伴う撤去費用等は応募者負担となります。
- Q6. 現場検証後の機材等の撤去は必須か。また、撤去に要する費用は応募者負担か。
- A 6. 撤去を基本とします。撤去に関する費用も応募者負担とします。

## 5. 『技術提案書』に関する事項

- Q1. 技術提案書の枚数制限は。
- A1. ありません。
- Q2. 配置予定技術者に求められる従事期間や資格は。
- A 2. 従事期間や資格は定めていません。現場設置、効果検証、評価等の際の統括指揮者(責任者)として設定しているもので、その期間や取得資格により、"適正な技術者が必要期間配置されているか"を判断する目安となります。

- Q3. 公募要領『(様式4) 技術概要、⑨実施上の費用』の記載方法について、総設置基 数や設置場所等により金額が変動する事が想定されるが具体的な記載内容は。
- A3. 想定される設置基数、場所により金額が変動する場合、見積もり条件を明確に記載してください(例えば、10基設置した場合の1基当りの金額は100万円/基、積雪寒冷地の場合は150万円/基など)。
- Q4. 設置に要する費用のみ記載すればよいか。
- A 4. 設置費 (イニシャルコスト) のみではなく、ライフサイクルコストを考慮した費用 (ランニングコスト) も含め記載する方が望ましいです。

以 上